

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

2025年12月4日

明治ホールディングス株式会社

2025年12月4日

吸收分割に関する事前開示書類

東京都中央区京橋二丁目4番16号
明治ホールディングス株式会社
代表取締役社長 松田 克也

当社は、当社の完全子会社である Meiji Seika ファルマ株式会社（以下「M S P」といいます。）との間で2025年11月20日に吸収分割契約を締結し、当社を吸収分割株式会社、M S P を吸収分割承継株式会社とする会社分割により、2026年1月30日を効力発生日として、当社が保有するKMバイオロジクス株式会社の普通株式5,800株をM S P に承継させることといたしました（以下「本分割」といいます。）。つきましては会社法（以下「法」といいます。）第782条第1項及び会社法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第183条の規定に従い、下記のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（法第782条第1項第2号）
別添資料1のとおりです。
2. 法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（施行規則第183条第1号イ）
M S P は本分割に際して当社に対し対価を交付しませんが、M S P は当社の完全子会社であることから相当であると判断しています。
3. 法第758条第8号に掲げる事項（施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
4. 法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項（施行規則第183条第4号）
(1) 最終事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）に係る計算書類等（施行規則第183条第4号イ）
別添資料2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（施行規則第183条第4号ロ）
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（施行規則第183条第4号ハ）
該当事項はありません。

6. 吸収分割株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（施行規則第183条第5号イ）
該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割の効力発生日以降における当社の資産の額は、負債の額を上回る見込みです。
また、本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されていません。
したがって、本分割の効力発生日以降における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。
以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュフロー等にかんがみて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

(2) 吸収分割承継株式会社が承継する債務の履行の見込みに関する事項

本分割により、当社がMSPに対して承継させる債務はありません。
なお、本分割の効力発生日以降におけるMSPの資産の額は、負債の額を上回る見込みです。
また、本分割の効力発生日までにMSPの資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されていません。
したがって、本分割の効力発生日以降におけるMSPの資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。
以上の点、ならびに、MSPの収益状況及びキャッシュフロー等にかんがみて、MSPの負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

別添資料 1

吸收分割契約書



吸收分割契約書

明治ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び Meiji Seika ファルマ株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、吸收分割契約（以下「本件吸收分割契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割会社・吸收分割承継会社の商号・住所）

本件吸收分割契約に基づく吸收分割（以下「本件会社分割」という。）における吸收分割株式会社及び吸收分割承継株式会社並びにそれらの商号及び住所は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 吸收分割株式会社

甲 商 号 明治ホールディングス株式会社
住 所 東京都中央区京橋二丁目4番16号

(2) 吸收分割承継株式会社

乙 商 号 Meiji Seika ファルマ株式会社
住 所 東京都中央区京橋二丁目4番16号

第2条（吸收分割）

甲は、甲が保有する KM バイオロジクス株式会社の普通株式 5,800 株（以下「本株式」という。）を、吸收分割の方法により、乙に承継させる。

第3条（乙に承継する権利義務）

1. 乙は、本件会社分割により甲から本株式を承継する。
2. 甲は、乙に対して、本件会社分割に際し、甲の従業員との間の雇用契約並びにその他の一切の債務及び義務を承継しない。

第4条（本件会社分割に際して対価として交付する金銭等に関する事項）

乙は、本件会社分割に際して、乙が前条第1項に基づき承継する本株式の対価を支払わない。

第5条（乙の資本金及び準備金等の額に関する事項）

乙は、本件会社分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本件会社分割の効力発生日（以下「本件分割効力発生日」という。）は、2026年1月30日とする。但し、本件会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲と乙の合意によって、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件会社分割を行う。

第8条（本件会社分割の条件変更・中止及び本件吸収分割契約の解除）

本件分割効力発生日までの間に、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本件会社分割の目的の達成が困難となった場合は、甲と乙の合意によって、本件会社分割の条件を変更し、本件会社分割を中止し、又は本件吸収分割契約を解除することができる。

第9条（本件吸収分割契約に定めのない事項）

本件吸収分割契約に定める事項の他、本件会社分割に関し必要な事項は、本件吸収分割契約の趣旨に従って、甲と乙の合意によって決定する。

（以下余白）

本件吸收分割契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が、記名押印の上、各1通を保有する。

2025年11月20日

甲： 東京都中央区京橋二丁目4番16号
明治ホールディングス株式会社
代表取締役 松田 克也



乙： 東京都中央区京橋二丁目4番16号
Meiji Seika ファルマ株式会社
代表取締役 永里 敏秋



別添資料 2

吸収分割承継株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第166期

自 2024年4月 1日

至 2025年3月31日

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

事業報告

会計監査人監査報告書謄本

監査役監査報告書謄本

Meiji Seika ファルマ株式会社

2025年3月31日現在

Meiji Seika ファルマ株式会社
単位：百万円

勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産の部	232,751	負債の部	133,818
流动資産	134,244	流动负债	115,899
現金及び預金	13,835	電子記録債務	500
売掛金	41,975	買掛金	17,137
商品及び製品	23,058	短期借入金	40,688
半製品	5,354	リース債務	13
原材料	4,582	未払金	4,755
仕掛品	76	未払費用	17,581
前渡金	1,383	未払法人税等	3,157
前払費用	8,403	預り金	21,187
関係会社短期貸付金	2,356	賞与引当金	1,764
その他の	33,217	返金負債	4,409
固定資産	98,507	契約負債	133
有形固定資産	23,172	その他の	4,569
建物	6,419		
構築物	909	固定負債	17,918
機械及び装置	1,550	リース債務	22
車両運搬具	0	退職給付引当金	17,896
工具、器具及び備品	754	長期未払金	0
土地	1,499		
リース資産(有形)	32	純資産の部	98,933
建設仮勘定	12,006	株主資本	97,249
無形固定資産	301	資本	28,363
ソフトウエア	301	資本剰余金	7,090
投資その他の資産	75,032	資本準備金	7,090
投資有価証券	7,320	利益剰余金	61,794
関係会社株式	45,195	その他利益剰余金	61,794
関係会社出資金	716	固定資産圧縮積立金	2,181
関係会社長期貸付金	802	別途積立金	27,000
前払年金費用	3,592	繰越利益剰余金	32,613
繰延税金資産	16,743	評価・換算差額等	1,684
その他の	661	その他有価証券評価差額金	1,684
合計	232,751	合計	232,751

自 : 2024年 4月 1日
至 : 2025年 3月 31日

Meiji Seika ファルマ株式会社
単位:百万円

勘定科目	金額
売上高	144,392
売上原価	95,069
売上総利益	49,323
販売費及び一般管理費	
販売費	14,891
一般管理費	30,535
営業利益	45,427
営業外収益	3,895
受取利息	18
受取配当金	1,990
雑収入	810
営業外費用	2,819
支払利息	125
為替差損	31
雑損失	142
経常利益	298
特別利益	6,416
投資有価証券売却益	
補助金収入	892
その他の	8
特別損失	3
固定資産廃棄損	904
固定資産圧縮損	
その他の	871
税引前当期純利益	8
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	892
当期純利益	6,428
	5,046
	△ 4,732
	313
	6,114

自：2024年 4月 1日
至：2025年 3月 31日

Meiji Seika ファルマ株式会社
単位：百万円

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	別途積立金	特益利益剰余金				
当期首残高	28,363	7,090	7,090	2,397	27,000	28,371	57,763	93,223	
当期変動額									
剰余金の配当						△2,098	△2,093	△2,093	
固定資産圧縮積立金の取崩				△190		190	—	—	
税率変更による積立金の調整額				△25		25	—	—	
当期純利益						6,114	6,114	6,114	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	△216	—	1,212	4,026	4,026	
当期末残高	28,363	7,090	7,090	2,181	27,000	32,613	61,794	97,249	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	勘定ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,051	13	2,065	95,288
当期変動額				
剰余金の配当				△2,088
固定資産圧縮積立金の取崩				—
税率変更による積立金の調整額				—
当期純利益				6,114
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△367	△13	△380	△380
当期変動額合計	△367	△13	△380	3,645
当期末残高	1,684	—	1,684	98,933

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない株式等 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法によっております。

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

..... 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法によっております。

(リース資産を除く)

(2)無形固定資産 定額法によっております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、期末在籍従業員に対して、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期

間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を翌事業年度より費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、医療用医薬品の販売、知的財産に係るロイヤリティ、契約一時金及びマイルストンに係る収益及び受託業務に係る収益を計上しております。

医療用医薬品の販売による収益については、通常、顧客による物品の検収時点で支配が顧客に移転し当社の履行義務が充足されると判断していることから、当該物品の検収時点で収益を認識しております。なお、物品の国内の販売においては出荷時から当該物品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には代替的な取り扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。これらの物品の販売による収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、割戻等及び消費税等の税金を控除した金額で測定しております。また、顧客からの返品見込額を予想返品数量等に基づいて算定し、物品の販売による収益から控除するとともに同額の返金負債を計上しております。返金負債の決済時に顧客から物品を回収する権利についての資産は、回収が可能と認められる金額を返品資産として計上しております。

知的財産に係るロイヤリティ収益は、原則として基礎となる売上が発生した時点で認識しております。

契約一時金及びマイルストンに係る収益においては、履行義務は契約に基づく知的財産の提供であり、履行義務が充足された時点又は履行義務が充足されるにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、契約に基づき当社が移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。一定の期間にわたり充足される履行義務については、個々の契約ごとに決定した履行義務の充足に関する進捗度の測定方法に従い、予想される契約期間等の一定期間にわたり収益として認識することとしております。

受託業務に係る収益は、主に、医療用医薬品の情報提供活動業務等の受託であり、顧客との契約に基づいて受託業務を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客への役務の提供により充足されることから、当該履行義務を充足した時点において、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約等については、要件を満たしている場合には振当処理によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20—3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日)第 65—2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

棚卸資産の評価(簿価切下げ)

(1)当事業年度の棚卸資産(商品及び製品、半製品、仕掛品、原材料)の金額 33,072 百万円

(2)計算書類利用者の理解に資するその他の情報

上記、棚卸資産の金額は簿価切下げ額 11,181 百万円を控除しております。当社は、棚卸資産について収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により評価しており、営業循環過程から外れた棚卸資産については、個別に将来の販売見込み及び直近の販売実績に照らして帳簿価額を切下げ、当該切下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 36,058 百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	17,762 百万円
金銭債務	57,701 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	17,422 百万円
仕入高	67,761 百万円
販売費及び一般管理費	1,404 百万円
営業取引以外の取引高	2,025 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末における発行済株式の数

普通株式 379,072,000 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 2,088 百万円

1株当たり配当額 5.51 円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額 6,091 百万円

配当金の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 16.07 円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月27日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因是、関係会社株式評価損、退職給付引当金等であり、評価性引当額を控除して計上しております。繰延税金負債の発生の主な原因是、前払年金費用、固定資産圧縮積立金、その他有価証券評価差額等であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

3. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、必要な資金を親会社借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程等に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

売掛金及び買掛金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに対して、為替予約等を利用してヘッジしております。

預け金は、グループファイナンスを利用した親会社に対する預け金であります。

貸付金は、主に当社の関係会社に対する貸付金であります。なお、貸付先の信用リスクは、主要な貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等であります。なお、デリバティブ取引につきましては、デリバティブ取引管理規程に基づき取引を行っており、また、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	3,111	3,119	8
(2) 関係会社貸付金(※)	3,158	3,158	—
資産計	6,270	6,278	8

(※)関係会社貸付金には、短期貸付金及び長期貸付金を含めております。

(注1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、預け金、買掛金、電子記録債務、未払金、未払費用及び預り金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は上記の表中の投資有価証券(その他有価証券)には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(※1)	49,893
組合出資金(※2)	377

(※1)市場価格のない株式等には非上場株式、出資金、関係会社株式及び関係会社出資金が含まれ、当該金融商品は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金は投資事業組合であります。当該金融商品は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。なお、当社が保有しているゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2)関係会社貸付金

これらの時価は、個別に回収可能性を勘案し、回収見込額に基づいて時価を算定しております。なお、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル3の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
親会社	明治ホールディングス(株)	東京都中央区	30,000	純粹持株会社	直接 100%	役員の兼任3名 当社経営管理の委託等	経営管理料の支払 (注1)	812	—	—
							配当金の支払	2,088	—	—
							賃借料の支払 (注2)	509	—	—
							借入金の返済	18,438	短期借入金	40,688
							グループファイナンス (注3)	—		
							利息の支払	115	未払利息	—

(注)取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営管理料については、経営管理契約に基づき両社協議の上、決定しております。
2. 賃借料については、近隣の相場を勘査して一般取引と同様に決定しております。
3. グループファイナンスについては、市場金利を勘査した合理的な利率を設定しており、借入金については借入期間・返済方法を両者協議の上、借入条件を決定しております。また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。

2. 子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末残高
子会社	Me フアルマ(株)	東京都中央区	10	医薬品の販売	直接 100%	当社製品の販売 グループファイナンス等	医薬品の販売(注2)	10,906	売掛金	3,607
							グループファイナンス(注1)	—	短期貸付金	2,162
	Meiji Seika ファルマテック(株)	神奈川県小田原市	90	医薬品の製造・販売	直接 100%	当社製品の製造委託 グループファイナンス等	医薬品の仕入(注2)	20,085	買掛金	3,040
							原材料の有償支給(注2)	13,813	未収金	5,165
							グループファイナンス(注1)	—	預り金	2,925
関連会社	KM バイオロジクス(株)	熊本県熊本市	10,000	医薬品の製造・販売	直接 20%	役員の兼任4名 同社製品の仕入等	医薬品の仕入(注2)	25,894	買掛金	6,166

(注)取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. グループファイナンスについては、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しております。また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉のうえ、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 260 円 99 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16 円 13 銭 |

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過およびその成果

米国の自国保護主義的な政権の台頭や困難を極める紛争終結交渉は国家間の分断を一層深刻化させています。更にグローバルサウスの影響力増大による多極化も国際協調を複雑にしている要因となっています。このように先が見通せない環境下では、事業への将来影響を常に見定め、各組織がOODAループなどを活用して有効な先手を打つべきかが企業の命運を左右します。

国内の医薬品産業を取り巻く現況に目を向けると、予防医療の分野では世界平均よりもはるかに低いワクチンリテラシーが問題となっています。また、薬剤治療の分野では、薬剤費抑制を目的とした選定療養制度が導入され、さらに高額療養費の自己負担増や薬価制度の見直しが国政レベルで議論されています。このような課題に対処する一方で、国家成長戦略においては、3,000億円の創薬支援による事業機会が見込まれています。さらに、競争優位を一変させるAI/DXによる事業変革競争も水面下で大きく進展しており、これらの要素が相互に影響を与えながら、製薬業界の未来を形作っています。

2026中期経営計画（以下26中計）の初年度である2024年度は、このような想定外の変化の中、創発的な経営の舵取りによって種々の課題に取り組み、所与の目標達成を推し進めてまいりました。

具体的には、抗菌薬やワクチンの安定供給に取り組むとともに、経済安全保障上の課題である抗菌薬の原薬生産体制の構築を進めました。また、新規β-ラクタマーゼ阻害剤「OP0595（ナキュバクタム）」などグローバル製品の開発も進めました。加えて、ジェネリック医薬品業界が抱える供給不安の構造的課題を解決するため、コンソーシアムの実現に向けて取り組みました。

新型コロナウイルス感染症に対する次世代mRNAワクチン（レプリコン）「コスタイペ筋注用（以下、「コスタイペ」）」については、日本におけるオミクロン株J.N.1系統対応の一部変更承認を取得し、供給を開始しました。

これら取り組みの結果、当期における当社売上高は1,443億92百万円（前期比108.1%）、営業利益は38億95百万円（前期比53.2%）となり、増収減益となりました。

主な增收要因は、抗菌薬「スルバシリン」や「メイアクト」が好調に推移したことのほか、2024年5月発売の選択的ROCK2阻害剤「レズロック錠」も增收に貢献しました。また、インフルエンザワクチンの出荷本数が前年同期を大幅に上回ったことに加えて、海外事業では「メイアクト」の輸出が好調に推移しました。

営業利益においては、主力品の增收による増益がありましたが、ワクチン事業にお

ける「コスタイベ」の棚卸評価減、研究開発費の増加、子会社であるMeファルマへのジェネリック医薬品の販売移管などの影響により、前年同期を下回る結果となりました。

(2) 対処すべき課題

先が見通せない環境は引き続き継続すると捉えており、2025年度においても持続可能な事業成長を目指し、諸課題に臨機応変に対処する経営判断とアジリティの高い組織対応を推進いたします。具体的には、薬機法改正および医療法改正への適切な対応を含め、以下の課題に取り組んでまいります。

第一に、医薬品セグメント一体化による対外競争力のある事業体制を構築します。第一に、医薬品セグメント一体化による対外競争力のある事業体制を構築します。経営体制および組織の刷新を行うことで各機能がグローバル競合水準を満たし、事業の横串機能を強化、事業展開を最速化していきます。この取り組みにより、変化の速度が極めて速く、予見性が低い感染症領域で勝ち抜く強靭な事業体制を構築します。

第二に、医薬品セグメントの揺るがない収益基盤をさらに高め、日本市場での盤石な収益基盤を伸長させるとともに国家助成を最大活用した抗菌薬およびワクチンの国産化を着実に進めます。これらは、次に続くグローバル開発品の後押しとなり、将来成長の基盤となります。また、海外CMO／CDMOも、好調な市場環境をとらえスピード感をもって強化を図ります。

第三に、事業変革を主導し、着実な業績を積み上げていく人財登用を大胆に進めていきます。2025年度から取り入れたジョブ型の新人事制度では、従来の属性を排除した人財起用と報酬をセットにして、最も適した人財が適所で活躍できる運用を推進します。これにより、業績の向上だけでなく、社員エンゲージメントの更なる向上も合わせて達成していきます。

2025年度は、26中計最終年度の利益成長達成に向けた重要な年度となります。当社がここまでやるとは誰もが想像しえないところまで踏み込み、各組織と個人が既存の壁を打ち破り、新たな構造改革をスタートいたします。

(3) 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 出資比率(%)	主 な 事 業 内 容
明治ホールディングス 株 式 会 社	30,000百万円	100.00	菓子、牛乳、乳製品、薬品等の製造、販売等を行う子会社等の経営管理およびそれに付帯または関連する事業

【親会社等との間の取引に関する事項】

当社は、親会社である明治ホールディングス株式会社との間で「グループファイナンス」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするにあたっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

また、当社取締役会は、取締役会規程等に基づき、親会社からの独立性を担保した上で当該取引の必要性および妥当性を審議し、意思決定を行っていることから、当該取引が当社の利益を害さないものと判断しております。

2. 会計監査人に関する事項

名称

E Y新日本有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を構築するため、「内部統制体制の構築に関する基本方針」（制定 2006 年 5 月、改正 2021 年 5 月）を制定しています。その内容は次のとおりです。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社およびグループ会社は、取締役、執行役員および使用人の行動基準を示した「企業行動憲章」を定めるとともに、「コンプライアンス推進規程」その他関連規程を整備し、コンプライアンス体制を構築し、推進いたします。

② 当社およびグループ会社は、「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」等を設置し、リスクおよびコンプライアンス体制を構築し、推進いたします。

③ 当社およびグループ会社は、内部通報窓口として社内外にコンプライアンス・ホットライン（「コンプライアンス相談窓口」）を設置し、問題の早期発見、未然防止を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

① 当社およびグループ会社は、「文書取扱規程」「機密情報管理規程」その他関連規程を整備し、経営管理および業務執行に係る重要な文書、記録、情報を適切

に保存、管理いたします。

- ② 当社およびグループ会社は、「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」等を設置し、情報の保存および管理に関する体制を構築し、推進いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社およびグループ会社は、円滑な経営の遂行を阻害するリスクを組織的、体系的に回避するため、具体的にリスク管理に関するルールを定め、これに基づき適切なリスク管理体制を構築し、推進いたします。
- ② 当社およびグループ会社は、「緊急対策本部」を設置し、管理表等に基づく組織的、体系的なリスク管理を実践するとともに、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整備し、推進いたします。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、取締役会の決議に基づく職務の執行は、「職務規程」に定める基本的職務、および職務権限ならびに関連規程により適切に行います。
- ② 当社およびグループ会社は、経営に関する重要事項については、経営会議等により事前に十分審議することを原則とし、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図ります。

(5) 当社およびグループ会社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、内部統制の精神を共有し、当社の親会社である明治ホールディングス株式会社との連携により、業務の適正性および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、推進いたします。
- ② 明治ホールディングス株式会社が定める「グループ会社管理規程」、当社が定める「Meiji Seika ファルマグループ会社管理規程」その他関連規程により、その役割、権限および責任を定め、グループ全体の業務の適正化、最適化に資するよう、業務を適切に執行いたします。
- ③ 所定の重要事項について、当社が意思決定しようとする場合には当社が、グループ会社が意思決定しようとする場合には当社が当該グループ会社より適切に報告を受けた上で、事前に明治ホールディングス株式会社と協議いたします。
- ④ 前号の重要事項にかかる意思決定に基づく執行状況につき、当社の執行状況については当社が、グループ会社の執行状況については当社が当該グループ会社より適切に報告を受けた上で、明治ホールディングス株式会社に報告いたします。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関わる内部統制の構築、評価および報告に関し適切な整備、運用を図ります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 内部監査担当部署である監査部や総務部等の関連部署が、監査役の求めに応じてその職務を補助することとし、当該職務に関しては監査役の指揮命令に服することとします。
- ② 前号の措置により監査役の指示の実効性を確保いたします。

(8) 取締役、執行役員および使用者が監査役に報告するための体制、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用者またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、ならびにその他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員および使用者は、取締役会、経営会議および社内の重要な会議を通じて、または定期報告、重要書類の回付等により、経営の意思決定および業務執行の状況を監査役に報告いたします。
- ② グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用者またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役との会議を通じて、または必要に応じた報告もしくは重要書類の開示等により、経営の意思決定および業務執行の状況を当社の監査役に報告いたします。
- ③ 監査役が事業に関する報告を求めた場合、または監査役が業績、財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応いたします。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないと確保するための体制

内部通報の取扱いについて定めた「コンプライアンス推進規程」その他関連規程において、内部通報をしたことを理由として不利な取扱い等を受けないことを保証するとともに、当該体制を整備し、推進いたします。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務を支弁するため、毎事業年度一定額の予算を設けます。
- ② 監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払い等を当社に請求した場合は、取締役会における審議に基づき当該請求に係る費用また

は債務が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理します。

(11) 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

- ① 当社代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- ② 代表取締役および他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役の監査業務に積極的に協力いたします。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社およびグループ会社は、「企業行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断いたします。
- ② 反社会的勢力および団体による脅威を受けたり被害を受ける虞のある場合には、警察等関係行政機関や顧問弁護士と緊密な連携をとりながら、速やかに行動し対応する体制を整備し、推進いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社およびグループ会社は、全社戦略遂行力強化、内部統制強化を目的とし、ガバナンス強化の取り組みを推進しております。その取り組みの一環として、「リスク管理規程」、「環境管理規程」、「人事異動取扱規程」、「高度資格手当規程」を新規に制定し、「職務規程」、「文書取扱規程」、「内部監査規程」等を改定しました。

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、「コンプライアンス推進規程」に則り、実効性のあるコンプライアンス体制を整備しております。また、当社では、半期毎に開催する「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」において重要な課題に対する取り組み方針を策定し、各職場のコンプライアンス実践リーダーに対する研修等を通して全社への周知徹底をしております。
- ② 当社およびグループ会社は、半期毎に「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」等を開催し、リスクおよびコンプライアンス体制を構築し、推進しております。また、当社では、全従業員を対象にコンプライアンス・アンケートを実施し、その結果に基づいて課題を抽出し、それに対する具体的な施策を実施することで、コンプライアンスの強化を図っております。
- ③ 当社およびグループ会社は、内部通報窓口としてコンプライアンス・ホットライン（コンプライアンス相談窓口）を社内外（社外については専門業者および弁護士）に設置しており、その内容、件数については通報者保護を前提に「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」等に報告し、問題の早期発見および対処、未然防止の体制を整備し、推進しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社およびグループ会社は、「文書取扱規程」「機密情報管理規程」その他関連規程に則り、株主総会議事録、取締役会議事録等について迅速に文書化するとともに、適切な方法により保存、管理しております。
- ② 当社およびグループ会社は、「コンプライアンス・リスク管理統括委員会」等を半期毎に開催し、情報漏洩防止策及び被害最小化に向けた対応等、情報管理強化に関する取り組みについて報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社およびグループ会社は、円滑な経営の遂行を阻害するリスクの把握と低減に取り組んでおります。震災時の事業継続計画の方針やマニュアルを整備するとともに、訓練を通じてリスクへの対応力の強化に努めております。
- ② 当社およびグループ会社は、エスカレーションルールに則り「緊急対策本部」を設置することとしており、同本部運営マニュアルを作成しています。また、適宜訓練等を行い、緊急事態により発生しうる被害を最小限に止める体制を整備し、推進しており、当期に発生したクエチアピン錠200mg「明治」の回収（クラスIII）事案では、緊急対策本部を召集し迅速な対応を講じています。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、取締役会の決議に基づく職務の執行を、「職務規程」に定める基本的職務、および職務権限ならびに関連規程により、適切に実施しております。
- ② 当社およびグループ会社は、経営に関する重要事項については、経営会議等により事前に十分審議することを原則とし、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図っております。また、当社においては、執行役員制度を採用し、迅速な意思決定がなされる仕組みを構築し、運用しております。

(5) 当社およびグループ会社ならびに当社の親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社は、内部統制の精神を共有し、当社の親会社である明治ホールディングス株式会社との連携により、業務の適正性および財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、推進しております。
- ② 明治ホールディングス株式会社が定める「グループ会社管理規程」、当社が定める「Meiji Seika ファルマグループ会社管理規程」その他関連規程により、グループ全体の業務の適正化、最適化に資する業務を適切に執行しております。
- ③ 所定の重要事項について、当社が意思決定しようとする場合には当社が、当

社のグループ会社が意思決定しようとする場合には当社が当該グループ会社より適切に報告を受けた上で、事前に明治ホールディングス株式会社と協議しております。

- ④ 前号の重要事項にかかる意思決定に基づく執行状況につき、当社の執行状況については当社が、グループ会社の執行状況については当社が当該グループ会社より適切に報告を受けた上で、明治ホールディングス株式会社に報告しております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、内部統制委員会を半期毎に開催し、財務報告に関わる内部統制の評価を行っており、適正な財務書類の作成に向けて、体制整備、強化を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 内部監査担当部署である監査部や総務部等の関連部署は、監査役の求めに応じてその職務を補助しており、当該職務に関しては監査役の指揮命令に服しております。
② 前号の措置により監査役の指示の実効性を確保しております。

(8) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、ならびにその他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の監査役は、取締役、執行役員および使用人から、取締役会、経営会議および社内の重要な会議を通じて、また定期報告、重要書類の回付等により、経営の意思決定および業務執行の状況に関して適切に報告を受けております。
② 当社の監査役は、グループ会社の取締役、監査役、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者から、当社の監査役との会議を通じて、または必要に応じた報告もしくは重要書類の開示等により、経営の意思決定および業務執行の状況に関して適切に報告を受けております。
③ 監査役が事業に関する報告を求めた場合、または監査役が業績、財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応しております。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないと確保するための体制

当社は、コンプライアンス・ホットライン（コンプライアンス相談窓口）を社

内外（社外については専門業者および弁護士）にそれぞれ設けるとともに、内部通報の取扱いについて定めた「コンプライアンス推進規程」その他関連規程において、内部通報をしたことを理由として不利な取扱い等を受けないことを保証し、かつ当該体制を整えて運用しております。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用または債務を支弁するため、監査役と協議の上毎事業年度一定額の予算を設け、監査役の請求に基づき適切に処理しております。
- ② 当社は、監査役がその職務の執行について会社法第388条に基づく費用の前払い等を当社に請求した場合は、取締役会における審議に基づき当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を適切に処理しております。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社代表取締役との定期的な意見交換を通じて情報共有を行っております。
- ② 当社の監査役は、監査役監査の重要性と有用性を十分認識した代表取締役および他の取締役からの積極的な協力を得て監査業務を適正に遂行しております。

(12) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ① 当社およびグループ会社は、取引先との間では反社会的勢力の排除に関する契約等を締結し、「企業行動憲章」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断しております。また、当社は、「企業行動憲章」が記載されたコンプライアンスカードを全従業員に配付し、署名欄に署名させるとともに、常に携帯させ、記載内容を周知徹底しております。
- ② 当社は、反社会的勢力および団体による脅威を受けたり被害を受ける虞のある場合には、警察等関係行政機関や顧問弁護士と緊密な連携を取るとともに、反社会的勢力の動向その他の情報収集に努め、反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、推進しております。

.....
(注) 本事業報告に記載された金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

以上

謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

Meiji Seika ファルマ株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 高田慎司
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 衣川清隆
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 平岡亜惟
業務執行社員 公認会計士

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Meiji Seika ファルマ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

謄本

監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第166期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通及び情報の交換を図るほか、当社の監査役監査規程や監査方針等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、会計監査人との連携にも留意しつつ、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他の重要な会議に出席もしくはオンライン経由で出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

Meiji Seika ファルマ株式会社

常勤監査役 塩川 実二郎 

常勤監査役 長谷川俊介 